

# 統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況

平成 30 年 1 月

総務省政策統括官（統計基準担当）

# 目 次

1	基幹統計調査の承認	1
	家計調査	2
	住宅・土地統計調査	5
	薬事工業生産動態統計調査	7
2	一般統計調査の承認	8
3	届出統計調査に係る届出の受理	
	(1) 新規	9
	(2) 変更	9

## 〔凡 例〕

### 1 編集方針

この資料（「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」（以下「本月報」という。）は、表紙に示した月の1か月間に総務省政策統括官（統計基準担当）が、統計法（平成19年法律第53号）に基づいて承認等の手続を行った統計調査の計画概要をまとめたものである。

なお、基幹統計（後記3（1）参照）の指定、変更又は解除があった場合や、基幹統計（統計調査以外の方法により作成されるものに限る。）に係る作成方法の通知がなされた場合には、巻末に参考として掲載することとしている。

### 2 法律名の表記

本月報の中で頻出する法律の名称については、基本的に、次に掲げる表記を用いている。

- 統計法（昭和22年法律第18号）→ 旧統計法
- 統計法（平成19年法律第53号）<sup>（注1）</sup>→ 新統計法
- 統計報告調整法（昭和27年法律第148号）<sup>（注2）</sup>→ 旧統計報告調整法

（注1）旧統計法を全部改正したもので、平成19年10月1日に一部施行した後、平成21年4月1日に全面施行

（注2）新統計法の全面施行により廃止されたもの

### 3 用語

本月報の中で、頻出する用語の意味については、次のとおりである。

- （1）「基幹統計」とは、新統計法第2条第4項に規定する基幹統計をいう。

なお、旧統計法第2条に基づき指定された「指定統計」のうち、新統計法の全面施行の段階（平成21年4月1日）で作成されていたものの多くは、基幹統計に移行している。

- （2）「基幹統計調査」とは、基幹統計の作成を目的とする統計調査をいう（新統計法第2条第6項）。

- （3）「一般統計調査」とは、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外のものをいう（新統計法第2条第7項）。

- （4）「届出統計調査」とは、旧統計法施行時にあっては、その第8条の規定に基づき総務大臣に届け出られた統計調査をいい、現在は、新統計法第24条第1項又は第25条の規定に基づき総務大臣に届け出られた統計調査をいう。新統計法で届出が求められているのは、地方公共団体（第24条第1項）及び独立行政法人等（第25条）<sup>（注3）</sup>である。

なお、「届出統計調査」という用語は、新統計法の本則では用いられておらず（経過措置を規定する附則の中で、旧統計法施行時の用語として出てくるのみ）、本月報で用いている「届出統計調査」は、通称として用いているものである。

（注3）地方公共団体については、統計法施行令（平成20年政令第334号）第7条第1項の規定に基づき都道府県及び政令指定都市、独立行政法人等については、同令第8条第1項の規定に基づき日本銀行について、届出が求められている。

- （5）「指定統計調査」とは、指定統計を作成するために行われた統計調査をいう（旧統計法第3条）。

- （6）「承認統計調査」とは、旧統計報告調整法の規定に基づき総務大臣の承認を受けて実施された「統計報告の徴集」の通称をいう。新統計法施行後においても引き続き行われているものは、基本的に「一般統計調査」に移行している。

#### 4 掲載項目の内容

本月報における基幹統計調査の承認に係る各項目の掲載内容は、次のとおりである。

一般統計調査の承認及び届出統計調査に係る届出の受理については、これらの一部項目を一覧形式で掲載している。

##### 【統計調査単位で掲載している項目】

調 査 名	統計法に基づき、総務大臣が承認した調査の名称を記載した。
承 認 年 月 日	総務大臣による承認年月日を記載した。
実 施 機 関	調査を実施する組織について、課室名まで記載した。
目 的	調査の実施目的を記載した。
沿 革	調査の起源及びその後の変更概要について記載した（一部の調査）。
調 査 票 の 構 成	調査で用いられる調査票の構成を記載した（調査票が多岐にわたるような場合には、調査の内容ごとに集約・区分している場合がある。）。
公 表	公表する際の媒体及び公表時期について記載した。
備 考	当該承認に係る変更時期など、調査に関する補足情報を記載した。

##### 【「調査票の構成」で記載した調査票ごとに掲載している項目】

調 査 票	調査票様式のヘッダーに記された帳票の名称を記載した。
対象範囲（地域）	調査対象となるものの地域的範囲を記載した。
対象範囲（属性）	調査対象となるものの属性的範囲（地域を除く。）を記載した。
客体数／母集団数	回答を求められる報告者の数を記載するとともに、抽出調査の場合には、可能な限り、母集団の大きさについても併記した（全数調査については、客体数と母集団数が同じことから、母集団数は記載していない）。 調査が、報告者から報告を求める方法ではなく、実測により情報を収集する方法で行われる場合には、調査対象となる箇所数を示している。また、調査対象が一定の財で、それを使用する者が報告者であるような場合には、当該財の対象数を記載している場合もある。なお、数の記載については、「千進法」による3けた区切りを基本としている。ただし、100万を超える場合は、「万進法」による漢数字を使用し、区切り符号としての「,」は用いていない。
選 定 方 法	報告者の選定方法を全数、無作為抽出、有意抽出の別によって示した。調査対象をグループ分けした上で、それぞれ異なった方式を採用している場合には、該当するものを全て記載した。
母 集 団 情 報	報告者の抽出に使用した母集団名簿を記載した（特に標本調査の場合）
配 布 ・ 取 集	調査票の配布・取集（回収）方法について、職員、調査員、郵送、オンライン等の別を記載した。複数の方法を併用している場合には、該当するものを全て記載した。
把 握 時	調査の把握時点又は把握期間を記載した。
調 査 組 織	調査実施機関から報告者に至るまでの系統及び関係機関を記載した。調査対象と報告者の属性が異なる場合（例えば、調査対象が一定の財で、それを使用する者が報告者であるような場合）には、「報告者」の後ろに実際に報告を求められる者の属性をカッコ書きで示した。 (注) 一部の基幹統計調査においては、新統計法第14条に規定する統計調査員のうち、一部の者を「指導員」として区分し、他の調査員の指導に当たるとともに、特別の事情により調査員が事務の一部を行うことができないときは、調査員に代わって当該事務を行うこととされている場合がある。このような調査については、「系統」欄において、「指導員・調査員」と併記しているが、「配布」「取集」欄においては、一括して「調査員」と表記している。
調 査 周 期	調査の実施周期を記載した。
実施期間又は提出期限	調査の実施期間又は調査票の提出期限を記載した。
調 査 事 項	報告者に対して報告を求める事項を記載した。

## 1 基幹統計調査の承認

承認年月日	統計調査の名称	実施機関
H30.1.29	家計調査	総務省統計局 統計調査部消費統計課
H30.1.29	住宅・土地統計調査	総務省統計局 統計調査部国勢統計課
H30.1.31	薬事工業生産動態統計調査	厚生労働省 医政局経済課

注) 本表は、新統計法の規定に基づいて、総務大臣が行った基幹統計調査の承認状況について掲載したものである。

【調査名】	家計調査
承認年月日	平成30年1月29日
実施機関	総務省統計局統計調査部消費統計課
目的	国民生活における家計収支の実態を毎月把握して、諸種の経済及び社会問題等に関する施策立案の基礎資料を得ることを目的とする。
沿革	<p>昭和21年に都市を対象として始められた消費者価格調査から発展した調査で、昭和25年9月からは、支出のみならず収入面も把握するよう改正され、昭和26年11月に「消費実態調査」と改称され、昭和27年11月からは旧統計法に基づく指定統計調査（新統計法施行後は「基幹統計調査」として実施されることとなった。また、昭和28年4月に現在の名称である「家計調査」と改称され、昭和37年7月には郡部も対象範囲とし、昭和60年からは無職世帯の収入についても把握している。</p> <p>その後、平成6年2月、諮問第241号の答申「平成6年度から実施が予定されている農業経営調査（仮称）の計画について」において、農業家計費を別個に把握する必要性が少なくなってきたことから、その統計整備の在り方の問題が提言された。この提言を踏まえ、統計審議会の関係部会を通じて対応策が検討され、農業経営統計調査等における農林漁家世帯の家計費の支出内訳の把握を中止し、平成12年1月から家計調査において農林漁家世帯を調査対象の範囲に含めた公表が開始された。さらに、平成14年1月に本調査と単身世帯収支調査及び貯蓄動向調査が統合された。</p> <p>平成26年度の統計委員会において未諮問基幹統計の確認<sup>(注)</sup>の一環として審議され、今後の取組の方向性が示されていたが、平成27年10月の経済財政諮問会議において家計調査の問題点についての指摘がなされたことを受け、同年度の統計委員会において、改めて当該取組の方向性についてフォローアップがなされた。その結果を踏まえ、平成30年1月調査から、①社会情勢の変化や決済手段の多様化に対応するとともに、正確な記入を確保するための調査票の様式変更、②オンライン調査の導入、③抽出区分の変更（二人以上の世帯の抽出について、「農林漁家世帯」とそれ以外に区分して行っていた抽出を改め、「農林漁家世帯」であるか否かを区分せず、「勤労者世帯」、「無職世帯」及び「その他の世帯」の3区分による抽出に変更）等が行われた。</p> <p>また、新たな経済指標である「消費動向指数（C T I）」を作成し、平成30年1月分の結果から公表を開始するとともに、同指数を含めた家計消費に関連する統計と同時・一体的な公表を行うため、家計調査の公表時期について一部変更が行われた。</p> <p>(注)「公的統計の整備に関する基本的な計画」（第Ⅱ期・平成26年3月25日閣議決定）において、「社会経済情勢の変化、経済構造統計を始めとする統計の新設、整理及び統合等を踏まえ、これまで統計委員会に諮問されていない基幹統計（基幹統計調査）を中心に、品質評価の要素に沿った見直し状況や基幹統計としての重要性及び必要性の充足状況等について計画的に確認する。」こととされており、本調査については、平成13年に当時の統計審議会に諮問されて以降、諮問がなされていなかったことから、当該確認の対象になった。</p>
調査票の構成	1－家計簿（二人以上の世帯用）（単身世帯用） 2－年間収入調査票 3－貯蓄等調査票 4－世帯票 5－準調査世帯票
公表	インターネット及び印刷物（【家計収支】内容により、調査実施月の翌々月上旬、四半期の最終調査実施月の翌々月上旬、調査年の翌年2月、調査年の翌年6月頃等、【貯蓄・負債編】内容により、四半期の最終調査実施月から4か月後、調査年の翌年5月、調査年の翌年9月頃等）
備考	1. 今回の承認は、平成30年1月分調査結果の公表からの変更承認 2. 本調査は毎月調査として行われるが、二人以上の世帯については、6か月間を調査期間とし、調査世帯は毎月6分の1ずつ、単位区は毎月12分の1ずつ交替する。

	また、単身世帯は、3か月間を調査期間とし、調査世帯は毎月3分の1ずつ、単位区は毎月6分の1ずつ交替する。
<b>調査票 - 1</b>	<b>家計簿（二人以上の世帯用）（単身世帯用）</b> (注) 平成30年1月分から同年12月分までは、新しい様式である「家計簿A」及び従前の様式である「家計簿B」を併用し、平成31年1月分から全ての世帯で「家計簿A」（様式の併用がなくなることから調査票の名称としては「家計簿」）により実施。
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	二人以上の世帯及び単身世帯
客体数／母集団数	約9,000（二人以上の世帯：約8,000、単身世帯：約1,000）／約5200万
選定方法	無作為抽出
母集団情報	国勢調査結果
配布・収集	調査員・オンライン
把握時	毎日
調査組織	総務省－都道府県－指導員・調査員－報告者
調査周期	毎月
実施期間又は提出期限	1か月を2期に分け、1期分の家計簿は、家計簿記入開始月から毎月15日の直後に提出。2期分の家計簿は、家計簿記入開始翌月から毎月初日の直後に提出
調査事項	毎月の収入及び支出に関する事項。ただし、勤労者世帯及び無職世帯のいずれにも該当しない世帯については、支出に関する事項のみ。
<b>調査票 - 2</b>	<b>年間収入調査票</b>
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	二人以上の世帯及び単身世帯
客体数／母集団数	約9,000（二人以上の世帯：約8,000、単身世帯：約1,000）／約5200万
選定方法	無作為抽出
母集団情報	国勢調査結果
配布・収集	調査員・オンライン
把握時	家計簿記入開始月までの過去1年間 (注) 通常は、家計簿記入開始月は調査期間開始月と同じになる。ただし、調査期間中に、移転や長期入院などにより調査の続行が不可能となった場合、途中で世帯を交替するため、交替後の世帯は、交替前の世帯の残存期間のみの報告を求める。このような場合、家計簿記入開始月は、本来の調査期間開始月と同じにならない。
調査組織	総務省－都道府県－指導員・調査員－報告者
調査周期	毎月
実施期間又は提出期限	家計簿記入開始翌月の初日の直後に提出
調査事項	年間収入に関する事項
<b>調査票 - 3</b>	<b>貯蓄等調査票</b>
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	二人以上の世帯
客体数／母集団数	約8,000
選定方法	無作為抽出
母集団情報	国勢調査結果
配布・収集	調査員・オンライン
把握時	調査期間3か月目の初日
調査組織	総務省－都道府県－指導員・調査員－報告者
調査周期	毎月

実施期間又は提出期限	調査期間3か月目の15日の直後に提出
調査事項	貯蓄現在高及び借入金残高に関する事項
<b>調査票－4</b>	<b>世帯票</b>
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	二人以上の世帯及び単身世帯
客体数／母集団数	約9,000（二人以上の世帯：約8,000、単身世帯：約1,000）／約5200万
選定方法	無作為抽出
母集団情報	国勢調査結果
配布・収集	なし（調査員による聞き取り）
把握時	家計簿記入開始前
調査組織	総務省－都道府県－指導員・調査員－報告者
調査周期	毎月
実施期間又は提出期限	調査世帯の家計簿記入開始前までに調査員又は指導員が記入し提出
調査事項	1. 世帯及び世帯員に関する事項、2. 住居に関する事項
<b>調査票－5</b>	<b>準調査世帯票</b>
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	総務大臣が定める方法により抽出された世帯で、やむを得ない理由により除外された世帯
客体数／母集団数	（「対象範囲（属性）」欄記載の理由から、客体数は事前に算定されていない。）
選定方法	全数
母集団情報	国勢調査結果
配布・収集	なし（調査員による聞き取り）
把握時	家計簿記入開始前
調査組織	総務省－都道府県－指導員・調査員－報告者
調査周期	毎月
実施期間又は提出期限	調査世帯の家計簿記入開始前までに調査員又は指導員が記入し提出
調査事項	1. 世帯及び世帯員に関する事項、2. 住居に関する事項

<b>【調査名】</b>	<b>住宅・土地統計調査</b>
承認年月日	平成30年1月29日
実施機関	総務省統計局統計調査部国勢統計課
目的	我が国における住宅及び住宅以外で人が居住する建物（以下「住宅等」という。）に関する実態並びに住環境、現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、国民の住生活関連諸施策の基礎資料を得ることを目的とする。
沿革	本調査は、昭和23年から「住宅統計調査」として開始以降、5年ごとに実施されてきたが、平成10年からは、現住居以外の住宅・土地に関する調査事項を追加し、調査の名称を現在の「住宅・土地統計調査」に変更して実施されている。
調査票の構成	1－住宅・土地統計調査 調査票甲 2－住宅・土地統計調査 調査票乙 3－住宅・土地統計調査 建物調査票
公表	インターネット（住宅数概数集計、住宅及び世帯に関する基本集計：調査後1年以内、住宅の構造等に関する集計及び土地集計：調査後2年以内）、印刷物（インターネット公表後に刊行）
備考	1. 今回の承認は、平成30年以降の調査についての変更承認 2. 主な承認内容は、①報告を求める事項、②報告を求めるために用いる方法、③調査結果の公表の方法及び期日の変更
<b>調査票－1</b>	<b>住宅・土地統計調査 調査票甲</b>
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	住宅等及びこれらに居住している世帯とする。 ただし、次に掲げる施設及びこれらに居住している世帯を除く。1. 外国政府又は国際機関の公務に従事する者が管理する施設、2. 皇室用財産である施設、3. 拘留所、刑務所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院及び入国者収容所、4. 自衛隊の営舎その他の施設、5. 在日米軍用施設
客体数／母集団数	約320万／約5300万
選定方法	無作為抽出
母集団情報	直近の国勢調査調査区
配布・収集	（配布）調査員、（収集）調査員・郵送・オンライン
把握時	平成30年10月1日午前零時現在
調査組織	総務省－都道府県－市町村－指導員・調査員（又は民間事業者）－報告者
調査周期	5年
実施期間又は提出期限	平成30年9月15日～10月23日
調査事項	1. 世帯に関する事項（1）世帯主又は世帯の代表者の氏名、（2）種類、（3）構成、（4）年間収入 2. 家計を主に支える世帯員又は世帯主に関する事項（1）従業上の地位、（2）通勤時間、（3）子の住んでいる場所、（4）現住居に入居した時期、（5）前住居に関する事項 3. 住宅に関する事項（1）居住室の数及び広さ、（2）所有関係に関する事項、（3）家賃又は間代等に関する事項、（4）床面積、（5）建築時期、（6）設備に関する事項、（7）住宅の建て替え等に関する事項、（8）増改築及び改修工事に関する事項、（9）耐震に関する事項 4. 現住居の敷地に関する事項（1）敷地の所有関係に関する事項、（2）敷地面積、（3）取得方法・取得時期等 5. 現住居以外の住宅に関する事項（1）所有関係に関する事項、（2）利用に関する事項 6. 現住居以外の土地に関する事項（1）所有関係に関する事項、（2）利用に関する事項

<b>調査票 - 2</b>	<b>住宅・土地統計調査 調査票乙</b>
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	調査票甲に同じ
客体数／母集団数	約50万／約5300万
選定方法	無作為抽出
母集団情報	直近の国勢調査調査区
配布・取集	（配布）調査員、（取集）調査員・郵送・オンライン
把握時	平成30年10月1日午前零時現在
調査組織	総務省－都道府県－市町村－指導員・調査員（又は民間事業者）－報告者
調査周期	5年
実施期間又は提出期限	平成30年9月15日～10月23日
調査事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>世帯に関する事項（1）世帯主又は世帯の代表者の氏名、（2）種類、（3）構成、（4）年間収入</li> <li>家計を主に支える世帯員又は世帯主に関する事項（1）従業上の地位、（2）通勤時間、（3）子の住んでいる場所、（4）現住居に入居した時期、（5）前住居に関する事項</li> <li>住宅に関する事項（1）居住室の数及び広さ、（2）所有関係に関する事項、（3）現住居の名義、（4）家賃又は間代等に関する事項、（5）床面積、（6）建築時期、（7）設備に関する事項、（8）住宅の建て替え等に関する事項、（9）増改築及び改修工事に関する事項、（10）耐震に関する事項</li> <li>現住居の敷地に関する事項（1）敷地の所有関係に関する事項、（2）所有地の名義、（3）敷地面積、（4）取得方法・取得時期等</li> <li>現住居以外の住宅に関する事項（1）所有関係に関する事項、（2）利用に関する事項、（3）所在地、（4）建て方、（5）取得方法、（6）建築時期、（7）居住世帯のない期間</li> <li>現住居以外の土地に関する事項（1）所有関係に関する事項、（2）利用に関する事項、（3）所在地、（4）面積に関する事項、（5）取得方法、（6）取得時期</li> </ol>
<b>調査票 - 3</b>	<b>住宅・土地統計調査 建物調査票</b>
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	調査票甲に同じ
客体数／母集団数	約370万／約5300万
選定方法	無作為抽出
母集団情報	直近の国勢調査調査区
配布・取集	なし（調査員による聞き取り）
把握時	平成30年10月1日午前零時現在
調査組織	総務省－都道府県－市町村－指導員・調査員（又は民間事業者）－報告者
調査周期	5年
実施期間又は提出期限	平成30年9月15日～10月23日
調査事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>住宅に関する事項（1）世帯の存しない住宅の種別、（2）種類</li> <li>建物に関する事項（1）建て方、（2）構造、（3）腐朽・破損の有無、（4）建物全体の階数、（5）敷地に接している道路の幅員、（6）建物内総住宅数、（7）設備に関する事項</li> </ol>

<b>【調査名】</b>	<b>薬事工業生産動態統計調査</b>
承認年月日	平成30年1月31日
実施機関	厚生労働省医政局経済課
目的	医薬品、医薬部外品、医療機器及び再生医療等製品（以下「医薬品等」という。）に関する毎月の生産の実態等を明らかにすることを目的とする。
沿革	<p>本調査は、厚生省（現在の厚生労働省）が指定統計調査（現在の基幹統計調査）として昭和27年4月から実施しているものである。</p> <p>その後、昭和42年には集計の機械化、昭和48年には①調査対象（輸入販売業）の追加、②調査事項（輸出入の状況）の追加、③調査票の統廃合（7調査票→6調査票）、④集計システムの変更、平成11年にはフレキシブルディスクへの記録による報告の追加が行われた。</p> <p>また、平成17年には、薬事法の改正に伴い、輸入販売業の廃止、製造販売業の追加が行われたほか、医薬品を生産するための原料・原液（実生産医薬品）の生産に係る調査の廃止が行われ、調査全体として、最終製品の生産（輸入）状況を把握する調査となった。</p> <p>平成26年には「再生医療等製品」を調査の目的等に追加、平成28年には「セルフメディケーション税制対象医薬品」を表章項目としての追加が行われた。</p> <p>平成31年以降の調査については、①調査対象を医薬品等の製造に係る工場及び製造販売に係る本社から本社のみを集約するほか、②調査票の構成の見直し（医薬品生産（輸入）月報総括表の廃止等）、③調査方法の変更（都道府県経由の調査員調査を廃止、原則オンライン化等）など、備考欄2に記載した大規模な見直しが行われる。</p>
調査票の構成	1－第Ⅰ票 医薬品生産（輸入）月報 2－第Ⅱ票 医療機器生産（輸入）月報 3－第Ⅲ票 医薬部外品生産（輸入）月報 4－第Ⅳ票 再生医療等製品生産（輸入）月報
公表	インターネット及び印刷物（「薬事工業生産動態統計調査月報」及び「同年報」月報：提出期限の翌日から起算して60日以内 年報：調査実施年の翌年12月末まで）
備考	<p>1. 今回の承認は、平成31年1月以降の調査についての変更承認</p> <p>2. 主な承認内容は、①調査対象及び客体数の変更（医薬品等の製造に係る工場及び製造販売に係る本社の全数→本社の全数）、②調査票の構成の見直し（医薬品生産（輸入）月報総括表の廃止等）、③調査事項の変更等（「法人番号」「単価」の追加等）、④調査実施上の定義変更（輸出について、従前の直接輸出に間接輸出を追加）、⑤調査方法の変更（都道府県経由の調査員調査を廃止、原則オンライン化等）、⑥提出期限、集計・公表に関する変更（提出期限を「調査実施月の翌月10日」から「翌月15日」に変更、月報の公表期日を「調査実施月の翌々月末まで」から「提出期限の翌日から起算して60日以内」に変更等）</p>
<b>調査票</b>	<b>薬事工業生産動態統計調査 調査票（第Ⅰ票～第Ⅳ票）</b>
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の規定により、厚生労働大臣の許可を受け、医薬品等を製造販売する者
客体数／母集団数	約4,400
選定方法	全数
母集団情報	医薬品等の製造販売業許可台帳
配布・収集	郵送・オンライン
把握時	毎月末日
調査組織	厚生労働省－（民間事業者）－報告者
調査周期	毎月
実施期間又は提出期限	調査実施月の翌月15日（土日祝日の場合は翌営業日）
調査事項	1. 医薬品等の月間生産（輸入）数量及び金額、2. 医薬品等の月間出荷数量及び金額、 3. 医薬品等の月末在庫数量及び金額

## 2 一般統計調査の承認

調査名	承認年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数(注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限	備考
産業廃棄物排出・処理状況調査	平成30年1月4日	環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課	産業廃棄物の排出及び処理の状況を把握し、今後の産業廃棄物処理行政の対策推進における基礎資料とすることを目的とする。	全国	3	47都道府県	全数	郵送 オンライン	1年	毎年7月～12月中旬 (前々年度分の回答については、8月末)	
21世紀出生児縦断調査 (平成22年出生児)	平成30年1月12日	厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計室	平成22年に出生した子の実態及び経年変化の状況を継続的に観察することにより、少子化対策等厚生労働行政施策の企画立案、実施等のための基礎資料を得ることを目的とする。	全国	1	28,500人	全数	郵送	1年	毎年5月12日～ 6月11日	
児童養護施設入所児童等調査	平成30年1月17日	厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室	家庭状況等主として環境上の理由により、児童福祉法に基づいて、里親若しくは小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)に委託されている児童、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び乳児院に措置されている児童、母子生活支援施設に保護されている母子世帯の児童並びにその保護者、児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)に入居している児童及び障害児入所施設に入所している児童の実態を明らかにして、児童福祉行政推進のための基礎資料を得ることを目的とする。	全国	13	11,070人	全数	郵送	1回限り	平成30年2月1日～ 3月初旬	今後も継続的な実施が想定されているが、抽出調査化の検討及びオンライン調査の推進の観点から、1回限りで承認。
労働災害動向調査	平成30年1月17日	厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室	産業別、事業所規模別の災害発生状況を定期的に把握し、その結果から、災害の発生頻度を示す「度数率」及び災害の重さの程度を示す「強度率」等を推計し、労働安全衛生施策の策定のための基礎資料を得ることを目的とする。	全国	3	32,000事業所 2,700工事現場	無作為抽出	郵送 オンライン	1年 半年	[事業所調査票] 調査実施年の翌年 1月1日～1月20日 [総合工事業調査票] 上半期調査:調査実施年の7月1日～7月 20日、下半期調査: 調査実施年の翌年1 月1日～1月20日	
製造工業生産予測調査	平成30年1月22日	経済産業省大臣官房調査統計グループ経済解析室	製造工業の先行き2か月の生産見込数量を把握し、景気動向等の判断資料である製造工業生産予測指数を作成するための基礎資料を得ることを目的とする。	全国	1	760企業	有意抽出	郵送 オンライン	毎月	調査実施月の10日	
子供の学習費調査	平成30年1月26日	文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室	子供を公立又は私立の学校に通学させている保護者が、子供の学校教育及び学校外活動のために支出した経費並びに世帯の年間収入、保護者・兄弟姉妹の状況等の実態を捉え、教育に関する国の諸施策を検討・立案するための基礎資料を得ることを目的とする。	全国	4	29,060人 1,140校	無作為抽出	郵送 オンライン	2年	[保護者調査票] 平成30年9月15日、 平成31年1月25日、5 月15日 [学校調査票] 平成31年5月15日 (全ての期限日が土 曜日又は休日に当た る場合は、その翌平 日)	

注1)本表は、新統計法に基づいて、総務大臣が承認した一般統計調査の計画概要を掲載したものである。

注2)「対象範囲(地域)」、「選定方法」、「調査方法」、「調査周期」又は「実施期間又は調査票の提出期限」については、該当する内容が複数ある場合には、全てを記載している。

注3)様式が複数ある場合の「客体数」については、基本的に各様式に係る客体数を合算している(「延べ」の場合もある。)。世帯、個人、事業所、企業など属性が異なる場合には、それぞれについて記載している。

なお、計画上、客体数に「約」が付されている場合においても、本表では「約」を付さない形で統一している。

### 3 届出統計調査に係る届出の受理

区分	調査名	受理年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数 (注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限
(1) 新規	今後の販路拡大のための ブランド推進課事業に関する アンケート	平成30年1月9日	島根県商工労働部 しまねブランド推進 課	島根県内食料品製造業支援のため、しまねブランド推進課が実施している事業に対する所見を把握するとともに、食品製造事業者の現状を調査・把握し、今後の政策立案に役立てるための基礎資料を得ることを目的とする。	島根県全域	1	500事業者	全数	郵送	1年	毎年2月1日～2月28日
	外国人住民災害意識調査	平成30年1月30日	三重県環境生活部 ダイバーシティ社会 推進課	三重県において、外国人住民及び市町にアンケートや聞き取りによる調査を行い、今後の研修の手法など災害時の外国人住民への支援施策の方向性を検討することを目的とする。	三重県全域	2	100人 29市町	全数 有意抽出	調査員 郵送	1回限り	平成30年1月31日～ 2月20日
(2) 変更	みえ県民意識調査	平成30年1月4日	三重県戦略企画部 企画課	三重県では、政策分野ごとに15の「幸福実感指標」を設定し、その推移を把握することで、「みえ県民力ビジョン」行動計画全体の進行管理に努めることとしている。当該調査では、「幸福実感指標」に基づく質問を盛り込み、県政運営の参考とするため、県民の幸福実感を把握することを目的とする。	三重県全域	1	10,000人	無作為抽出	郵送	1年	毎年1月上旬～ 2月上旬
	地域医療に関する県民意識調査	平成30年1月15日	三重県健康福祉部 医療対策局地域医 療推進課	三重県が策定した「みえ県民力ビジョン第二次行動計画」における施策の一つとして、「地域医療提供体制の確保」を掲げており、当該施策の目標項目として「地域医療安心度指数」を設定し、医療へのアクセスのしやすさ、かかりつけ医の有無、地域医療に対する理解度を把握し、評価することとしている。本調査は、当該目標項目の現状を把握することを目的とする。	三重県全域	1	3,000人	無作為抽出	郵送	1年	毎年2月中旬～ 3月中旬
	消費生活に関する県民調査	平成30年1月19日	福井県安全環境部 県民安全課	消費生活に関する福井県民の意識や実態を把握し、消費生活の安定と効果的な施策の推進を図るとともに、平成30年度に改定する福井県消費者教育推進計画の参考とすることを目的とする。	福井県全域	2	3,000人 300事業所	無作為抽出	郵送	5年	平成30年2月下旬～ 3月中旬
	全国企業短期経済観測調査	平成30年1月22日	日本銀行調査統計 局経済統計課	全国の企業動向を的確に把握し、金融政策の適切な運営に資することを目的とする。	全国	1	10,200企業	無作為抽出	郵送 オンライン	四半期	2月末頃、5月末頃、 8月末頃、11月中旬か ら、それぞれ1か月程度
	中小企業景況調査	平成30年1月24日	愛知県産業労働部 産業労働政策課	愛知県内中小企業の産業活動の動向に関する基礎的な事項について把握し、地域経済に関する施策の企画・立案及び効率的な推進を図ることを目的とする。	愛知県全域	1	2,000企業	無作為抽出	郵送 FAX	四半期	5月末日、8月末日、11 月末日及び2月末日の それぞれ3日前頃から 10日間

注1) 本表は、新統計法に基づいて、総務大臣が受理した届出統計調査の計画概要を掲載したものである。

注2) 「対象範囲(地域)」、「選定方法」、「調査方法」、「調査周期」又は「実施期間又は調査票の提出期限」については、該当する内容が複数ある場合には、全てを記載している。

注3) 様式が複数ある場合の「客体数」については、基本的に各様式に係る客体数を合算している(「延べ」の場合もある。)。世帯、個人、事業所、企業など属性が異なる場合には、それぞれについて記載している。  
なお、計画上、客体数に「約」が付されている場合においても、本表では「約」を付さない形で統一している。